

京都市告示第258号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和6年7月2日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
ディバイン グレース株 式会社	児童発達支援 放課後等デイ サービス 居宅訪問型児 童発達支援	重症児デイサー ビス KOKO 2650700343	京都市右京区梅津北 浦町2-8 スカイ ハイツ和新1F東	令和6年 3月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)